令和８年（フ）第１４号
山口県萩市見島956番地２　見島中教員住宅23－２
破産者　吉川　翔悟
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

令和７年（フ）第３１４号
高知市井口町189番地６　竹村アパート１Ｆ
破産者　出間　恵美
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８２号
高知市一宮徳谷13番50－３号
破産者　土居　千恵
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９１号
愛知県豊田市大林町９丁目99　アリビオ大林Ｂ1012号室、開始決定時の住所高知市役知町17番21号　岡本ハイツＡ101
破産者　中澤　龍麻
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７０号
佐賀県小城市牛津町牛津319番地　ウエストヒルズ05　Ａ101号
破産者　大串　恒久
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４８号
宮崎県えびの市大字小田657番地14、開始決定時の住所宮崎県えびの市大字永山943番地１
破産者　竹田　奈代（旧姓市田）
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結

令和７年（フ）第３２４号
愛知県稲沢市高御堂一丁目21番２号
破産者　有限会社チビッコ
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第３１９号
愛知県稲沢市増田南町78番地
破産者　株式会社宮崎建設
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和５年（フ）第１９３号
北海道旭川市四条通四丁目右１号エヌエスハイツ１階
破産者　有限会社賃貸情報センター
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

令和６年（フ）第５９号
札幌市豊平区平岸２条７丁目４番17―709号、開始決定時の住所千葉県千葉市花見川区検見川町２－467－６　レオパレスまつや102
破産者　柏木　伸夫
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１３４０号
最後の住所　宮城県石巻市あけぼの北一丁目２番地12
破産者　亡伊藤栄作相続財産
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和６年（フ）第２２１号
山形県天童市北久野本２丁目７番39号
破産者　株式会社菊地建設
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１３４号
長野市若穂川田3323番地
破産者　株式会社山岸産業
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１１９７号
大阪府富田林市中野町東一丁目４番30号
破産者　有限会社城製作所
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第４６号
長崎県島原市大手原町甲2141番地21
破産者　株式会社林田青果
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第２２号
千葉県勝浦市興津665番地
破産者　栗原　愛子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和７年（フ）第１４３３号
東京都稲城市平尾１丁目29番地の２第１ホワイトメゾン201号室、破産手続開始決定時の住所東京都稲城市平尾３丁目４番地の８
破産者　笠井　純一
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

令和６年（フ）第６８号
岡山県津山市中原493番地１
破産者　藤井商店こと　藤井　　勲
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部